

進行協議期日

松村和徳

- 一 進行協議期日とは
- 二 立法趣旨と立法の経緯
- 三 手続の概要
- 四 展望

（進行協議期日）

規則第九五条 裁判所は、口頭弁論の期日外において、その審理を充実させることを目的として、当事者双方が立ち会うことができる進行協議期日を指定することができる。この期日においては、裁判所及び当事者は、口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認その他訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとす

る。

2 訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾は、進行協議期日においてもすることができ。

3 法第二百六十一条（訴えの取下げ）第四項及び第五項の規定は、前項の訴えの取下げについて準用する。

（音声の送受信による通話の方法による進行協議期日）

規則第九六条 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、進行協議期日における手続を行うことができる。ただし、一方がその期日に出頭した場合に限る。

2 進行協議期日に出頭しないで前項の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものと見なす。

3 進行協議期日においては、前項の当事者は、前条（進行協議期日）第二項の規定にかかわらず、訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾を行うことができない。

4 第八十八条（弁論準備手続等）第二項の規定は、第一項の手続を行う場合について準用する。

（裁判所外における進行協議期日）

規則第九七条 裁判所は相当と認めるときは、裁判所外において進行協議期日における手続を行うことができる。

（受命裁判官による進行協議期日）

規則第九八条 裁判所は、受命裁判官に進行協議期日における手続を行わせることができる。

（以上、すべて新設）

一 進行協議期日とは

進行協議期日とは、審理充実を目的として、口頭弁論期日外で、裁判所及び当事者が口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認、その他訴訟の進行に関し必要な事項について協議を行う期日である（規則九五条以下）。従前、事実上行われてきた進行協議等の打合せを正式の期日としたものであるとされる。当初は、争点整理手続の一種として新法に規定することが検討されたが、争点及び証拠の整理自体を行うことのできない期日となった（最高裁判所事務総局民事局監修『条解民事訴訟規則』（一九九七）二二六頁注（5）参照〔以下、条解規則と略す〕）。そして、基本的に、訴訟の進行に関する協議を行う期日として、位置づけられている（条解規則二一四頁）。以下では、この進行協議期日につき、立法過程の議論及び手続の概要を概観し、それに基づき、この制度の問題点と運用の展望につき、若干の考察を加えることにしたい。

二 立法趣旨と立法の経緯

（1）立法趣旨

進行協議期日が新設されるに至った理由として、立法担当者は次の点を挙げる（条解規則二二四頁、菅野雅之「進行協議期日」ジュリ一一〇八号（一九九七）二九頁参照）。

まず第一に、不必要な審理を回避することによる審理充実という点が挙げられる。つまり、裁判所と当事者双方が、適宜、訴訟の節目ごとに、審理の進め方や証拠調べの対象、範囲について協議することは、これらに関する裁判所及び当事者の理解を共通にすることにより、期日に向けた適切な準備を遂げることを可能にし、口頭弁論の期日における審理を充実させるために有益かつ必要である、とするのである。第二に、審理充実目的である点で第一の点と関連するのであるが、専門的知識導入による共通認識の形成という点が挙げられる。つまり、特許権等知的財産権などの専門技術的な事項が問題となっている訴訟においては、専門的技術的知識や経験を持つ関係者から、鑑定人としてではなく、簡易に説明を受け、共通の理解を得ることができれば、便宜であるとする。第三に、実務の明文化という点がある。旧法下の実務ではすでに、口頭弁論期日とは別に、随時必要に応じて、訴訟進行の打合せや専門家を交えた説明会の機会等が事実上もたれ、成果を上げていた。そこで、実務の工夫に明文の根拠を与えることにしたのである。これらが立法趣旨といえよう。

（2）立法の経緯

次に、進行協議期日が制定されるに至る、立法過程をみてみよう。今回の改正では、法制審議会の民事訴訟法部会で改正対象とすべき問題点を洗い出し、「民事訴訟手続に関する検討事項」が公表され、広く各界に意見照会がなされた。この意見を踏まえた審議の結果が「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」である。これも、同様に公表

され、意見照会がなされた。その結果に基づき「民事訴訟手続に関する改正要綱案」がとりまとめられ、「民事訴訟手続に関する改正要綱」となり、これが法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民事訴訟法案」が国会に提出され、一部修正を受け、成立した（詳細は、法務所民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』（一九九六）三頁以下参照）。この立法過程にそって、以下では進行協議期日をめぐる議論を概観する。

A 検討事項

まず検討事項においては、進行協議期日は、以下のように「弁論準備期日」として争点整理手続として位置づけられていた（法務省民事局参事官室『民事訴訟手続に関する検討事項』二〇頁）。

〔民事訴訟手続に関する検討事項〕

三 争点及び証拠の整理手続

2 (三) 弁論準備期日（仮称）

口頭弁論期日における審理を充実させるため、第一回口頭弁論期日前又は口頭弁論期間において、訴訟の進行に関する協議、争点等の整理、口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認等を行うことを目的とし、受審裁判所等が主体となつて行う公開することを要しない弁論準備期日（仮称）を設け、この期日において争点の全部又は一部の整理が終了した場合においては、裁判所は、相当と認めるときは、当事者との間で確認された争点を調書に記載するものとするとの考え方。

そして、この検討事項に対する補足説明では、次のような提示理由が述べられていた（法務省民事局参事官室「民事訴訟手続に関する検討事項補足説明」二二頁）。

「3 弁論準備期日（仮称）について

口頭弁論によって審理を進める場合に、当事者と裁判所が審理の進め方や証拠調べの対象に関する理解を共通にすることに、適切な準備を遂げることを可能にして、口頭弁論期日における審理を充実させるため、実務においては、口頭弁論期日前に非公式の協議をすることがある。そこで、このような協議を法律上の制度として規定するとともに、その協議の結果、争点の整理が一部にせよできた場合には、当事者と裁判所との間で確認された争点を調書に記載することによって、審理や証拠調べの対象と範囲に関する関係者の共通の認識を明確にすることができるようにはどうかという指摘がある。（三）はこのような考え方の当否を問うものである。」

B 検討事項に対する各界の意見

この検討事項に対しては、次のような意見が寄せられたとされる（柳田幸三「始関正光」小川秀樹「民事訴訟手続に関する検討事項」に対する各界意見の概要(4)」NBL五―一五号二七頁）。まず、賛成が多数であったとされる。反対意見は、日弁連をはじめとする相当数の団体から寄せられた。その理由としては、非公開への反対が多く、また受命裁判官が主宰することもできるとする点、第一回口頭弁論期日前にできるとすると被告の負担が大きい点が反対理由として挙げられたとされる。その他、当事者対席の手続とすべきであるとの意見もあった。また、期日の目的に関して、①訴訟進行の協議のみを行うものとするべき意見、②争点等の整理等実体の形成にかかる部分については、確認的な協議にとどめるべきとの意見、③争点の整理を目的とするべきではないが、協議の結果争点の整理ができた場合に

は、それを調書に記載することはできるようにすべきであるとの意見が、提示されたいた。

日弁連は、これに対し、反対意見を提示した（日弁連『民事訴訟手続に関する検討事項』に対する意見書（一九九二）六四頁）。但し、訴訟の進行に関する協議を行うことのみを目的とする場合はこの限りでないとする。反対の理由としては、争点整理は準備的口頭弁論期日で行うを原則とし、複雑な事件を改正を経た準備手続で行うとする日弁連の原則見解によれば、弁論準備期日での争点整理を認めると、この原則が履践されない点を挙げる。しかし、訴訟の進行に関する協議の必要性は否定できない。現在の実務のように、この協議を無方式のまま野放しにするより、非公開にせよ法定の期日として当事者双方の立会いのもとに公正に行う方が妥当である。それゆえ、この協議のみを目的とするならば、反対しないとす。なお、少数ながら進行に関する協議以外のこと（例えば、当事者に対する釈明とこれによる争点整理等）もできる期日とする意見に賛成するものもあると報告されている。

C 改正要綱試案

こうした議論を経て、「改正要綱試案」が出された。ここでもなお、進行協議期日は、争点整理手続として位置づけられている。基本的には、検討事項と同じである。ただ、「弁論準備手続」との区別を明確にするために仮称を変更し、「進行協議期日」とし、期日の内容をその目的にあわせる形に改めた点が異なる（柳田幸三ほか「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」の解説(2) NBL五四〇号一八頁注(17)、法務省民事局参事官室「民事訴訟手続に関する改正要綱試案補足説明」二六頁）。

（民事訴訟手続に関する改正要綱試案）

三 争点及び証拠の整理手続

3 進行協議期日（仮称）

裁判所等は、口頭弁論期日における審理を充実させることを目的として、第一回口頭弁論期日前又は口頭弁論期日間に於いて、当事者双方が立ち会うことのできる進行協議期日（仮称）を開き、訴訟の進行に関する協議及び次回の口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認を行うことができるものとする。

ここでは、まだ争点整理の期日としているが、その目的を「訴訟の進行に関する協議及び次回の口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認」とすることで、若干争点整理よりも、進行協議にウエイトをおいた内容になっている（菅野・前掲三〇頁は、争点および証拠の整理手続の項のなかに位置づけられながらも、内容的には、訴訟の進行に関する協議及び次回の口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認を行うための期日であることが明確にされたとする）。

D 改正要綱試案に対する各界の意見

この要綱試案に対する意見は、大多数が賛成の意見であったとされる（柳田幸三「始関正光」小川秀樹「萩本修」花村良一「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」に対する各界意見の概要②）NBL五六二号四一頁）。賛成意見の中には、第一回期日前に進行協議期日が開かれる場合に、応訴管轄を発生させることになるかどうかを明確にしておく必要があるとの補足意見もあったとされる。

これに対する日弁連の意見（日弁連「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」に対する意見書（一九九四年三月）四九頁）は、賛成である。ただ、訴訟の進行に関する協議を行うことのみを目的とすべきであるとの反対意見があったとされ

る。賛成理由としては、広く争点整理をみとめれば、インフォーマルな手続で争点整理が行われるおそれがあり、また「証拠調べと争点との確認」も、立証趣旨や争点との関連性を明示した証拠の申出をさせれば足り、口頭弁論なしし準備的口頭弁論で行えるので、非公開の進行協議期日で行う必要性は多くないが、進行協議の必要性は否定できず、その際、いわゆる争点整理に亘らない範囲で次回の口頭弁論における証拠調べと争点との関係を行うことまで敢えて禁じるべきほどのものではないことを挙げる。なお、「証拠調べと争点との確認」を行うことには強く反対する意見も多かったとされる。

E 最高裁判所規則案の骨子・民事訴訟規則案

この進行協議期日に関しては、その後、要綱案から消え、規則で制定されるべき事項とされた。その経緯は、定かではないが、規則制定担当者は次のように述べている。

「このように進行協議期日は、文字どおり訴訟の進行に関する協議や次回の口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認等を行う期日であって、直接に争点等の整理を行う手続ではなく、口頭弁論における審理を充実させるための補足的な期日であり、また、期日において訴訟の資料となるものが提出されることは予想されていないと理解されることになったわけであるから、その後の法制審議会における議論において、類似の制度を規則で規定した刑事訴訟規則一七八条の一〇をも参考にして、進行協議期日については、法律に規定するよりも、最高裁判所規則に規定することが適当であると考えられるようになったものと考えられる」（菅野・前掲三〇頁）

このように、規則において「進行協議期日」を規定する方針が決まり、まず、「最高裁判所規則案の骨子」において次のように提示された（最高裁判所事務総局民事局監修『民事訴訟手続の改正関係資料』（一九九六）三七九、三七八頁）。

四 争点等の整理手続

6 進行協議期日

(一) 裁判所は、口頭弁論期日における審理を充実させることを目的として、口頭弁論期日前、当事者双方が立ち会うことができる進行協議期日において、口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認その他訴訟の進行に關し必要な事項について協議を行うことができるものとする。

(二) (1) 裁判所は、当事者が遠隔地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話會議装置を利用して、進行協議期日における手続を行うことができるものとする。ただし、当事者の一方が裁判所に出頭したときに限るものとする。

(2) (1) 本文の場合においては、電話會議装置によって手続に關与した当事者は、進行協議期日に出頭したものとみなすものとする。ただし、その当事者は、和解、請求の放棄及び認諾並びに訴えの取下げをすることができないものとする。

(注) ① ただし書に和解を加えるかどうかについては、なお検討する必要がある。

② ただし書は、進行協議期日においても、請求の放棄若しくは認諾又は訴えの取下げをすることができるものとする(第八の二)を前提とするものである。

(三) 裁判所は、相当であると認めるときは、裁判所外の適当な場所で進行協議期日における手続をすることができるものとする。

進行協議期日

（参考）民事調停規則第九條、家事審判規則第三百二十二條

（四）（一）から（三）までの処置は、受命裁判官にさせることができるものとする。

この骨子については、裁判所サイドの意見が公表されている（「民事訴訟手続に関する改正要綱案（案）及び最高裁判所規則案の骨子とそれに対する意見等の状況」前掲・改正資料三〇〇頁）。とくに、「平成七年度高等裁判所管内別民事事件担当裁判官協議会協議結果」（「協議結果」）と「民事訴訟法改正に関する書記官事務上の問題点についての研究結果要旨」（「研究報告」・平成七年）が興味深い。まず前者では、進行協議期日の利用につき「協議結果」として次のような意見が出されていた（前掲・改正資料二五六頁）。

①百日裁判の実現を目指して、事件受理の段階で、当事者と協議して大まかな審理計画を立て、第一回期日で争う点を明らかにし、第二回期日では、更に詳しい主張を出してもらうとともにすべての証拠調べの申出をもらって、証拠決定を行い、第三回期日で集中的証拠調べを実施し、第四回期日で最終の主張の整理を行って、第五回期日で判決をした例もあるので、このような審理計画の打合せに利用できる。

②利害関係の異なる当事者が多数存在する事件（ワラント取引による被害者の集団訴訟など）において、弁論を分離せず、原告をいくつかのグループに分けて期日を設定して整理し、あるグループについては調停に付するなど、グループごとに進行を分けるための期日として利用する。

③集中証拠調べ前に準備的な期日を設け、争点等の確認をすることがあるが、これを進行協議期日で行う。

④証人の数が多い事件について、尋問時間の打合せを行う場合に、進行協議期日は効果的である。

また、反対意見として、

(4) 争点等の確認と争点等の整理とは、理論的には峻別することができるかもしれないが、実際には、グレーゾーンがあるのではないか。

(ロ) 進行協議期日で何ができるか、弁論準備手続との関係も含め必ずしも明確ではない。

(イ) 進行協議期日のイメージがはっきりしない。

(ニ) 協議の結果に拘束力を認め、当事者双方の立会いが必要となると運用しにくく、規定をおくことに反対。

そして、規定の仕方についても議論され、次のような意見が出ていた。まず、多数を占めたのは、細目的規定を置く必要はなく、運用にまかせるべきとする意見である。そのほかに、電話会議装置の利用と受命裁判官の活用の方の規定を置くべきとする意見、証拠の採否、証拠調べの順序・方法の協議ができるのであれば、その旨を規定すべきとの意見、当事者全員の出頭を要しない旨及び第一回期日前に実施できる旨を明らかにすべきなどの意見があった（前掲・改正資料二五四頁、二五五頁）。

他方、進行協議期日の活用方法につき、次のような「研究報告」が出された（前掲・改正資料二五五頁以下）。

(1) 大規模訴訟、事案複雑な訴訟について、進行に関し協議したり、通常事件でも次回口頭弁論期日における証拠調べと争点との確認をするために利用される。

(2) 争点整理そのものを行う期日ではなく、整理された争点（あるいは争点整理をするまでもない事案）について、証拠調べの期日前に立証事項を争点と結び付けて確認しつつ尋問時間の割り振りを確認したり、第一回口頭弁論期日前に和解等を含めた進行に関する協議を行うための期日であり、実質的な弁論は予定されていない。

(3)特に、その期日で手続上意味がある訴訟行為がされることは予定されておらず、関係者が多数のため訴訟の進行上調整を図っておく必要がある場合にその協議のためや、自然科学領域に関連する事件等、裁判所が一定の予備知識を得ておくことが訴訟上有益であると思われる場合に、その説明をするための期日として活用される。

加えて、書記官の立会いにつき、(a)「証拠調べと争点との関係の確認」を行う場合には、書記官が立ち会って記録化することが求められる、(b)訴訟進行管理上、立会いが有益でも、手続上、書記官の関与を義務づける必要はない(ただ、積極的立会いが望ましい)などの研究報告がだされていた。また、記録化についても、その必要性を指摘し、記録の内容は、「その他訴訟の進行に関し必要な事項」についての協議内容が中心となり、主に立証計画の経過の要領等を記録することになるとの研究報告がなされていた(前掲・改正資料二五四頁)。

そして、この骨子がほぼそのまま「民事訴訟規則案」九十五条から九十八条となる。その趣旨説明は、前掲立法趣旨と同じである(最高裁判官事務総局民事局『民事訴訟規則案の説明』(平成八年七月)四七頁以下参照)。そして、これが新規則九五条から九八条となった。以下では、このようにして創設された進行協議期日での手続を概観する。

三 手続の概要

(1) 手続の開始

規則九五条一項は「裁判所は、・・・進行協議期日を指定することができる。」と規定することからして、この手続の開始は、裁判官の裁量に委ねられていると言える。では、どのような場合に手続は開始されるか(期日指定されるか)。規則では「訴訟の進行に必要な事項」について協議を行う旨が規定されているので、かかる事項が生じ

る場合いつでも開始できるといえよう（ただ、証拠調べと争点の関係の確認が目的であることが例示されていることからして、証拠調べ終了後は原則として期日の指定はできないと解することになろうか）。訴訟の進め方について打合せが必要な場合は当然これに該当する（刑事訴訟規則一七八条ノ一〇は、まさにこの場合を予定する）。そして、この「訴訟の進行に必要な事項」として規則で例示されているのが、「口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認」である。争点整理自体のために行うことはできないと解するのが、立法関係者の見解である。それゆえ、ここでの証拠調べと争点との関係の確認は、争点整理ではないとされる。「その他訴訟の進行に必要な事項」も挙げられるが、これには、争点等の整理や証拠調べを行う時期等の審理についての計画の策定（大規模訴訟については、規則一六五条。立法過程の議論からは、多数当事者訴訟の場合にも有益との指摘があった）、専門的技術的知識・経験をもつ専門家を交えてのこの種の問題についての説明会（鑑定事項の確定や鑑定資料の整備等を柔軟に行う必要がある場合の説明会など）、裁判所外での検証の事前打合せなどが挙げられている（菅野・前掲三一頁、前掲・規則案の説明四八頁など参照）。

進行協議期日の指定はいつでもできるかの規定はない。立法段階では、前述のように第一回口頭弁論期日前でも可能としていた。基本的には、新法でも同様に解することは可能である。そうすると、事実上の第一回口頭弁論期日となりうる（前述の立法過程での裁判所サイドの意見や司法研究所編『民事訴訟の新しい審理方法に関する研究』（二九九六）一二七頁では事件の振り分け期日としても活用されることが想定されているようでもある）（後述四参照）。

（2）手続の主宰者

裁判長または受命裁判官（規則九八条）が手続の主宰者となる。受命裁判官については、立法過程では反対意見も

あったが（前述）、新規則ではこれを認める。その理由として、訴訟の進行の打合せという進行協議期日の性格上、受訴裁判所自らが主宰せず、その構成員が受命裁判官となって実施することが可能な手続であると考えられるからとする。また、法一七一条、一七六条一項但書で、弁論準備手続や書面による準備手続での受命裁判官による争点整理を認めていることから、証拠調べと争点との関係の確認等を行うにとどまる進行協議期日における手続においてこれを認めても、特段の問題は生じないし、逆にこれを認めることで、手続における必要性に応じて、随時かつ機敏に訴訟の進行に関する打合せを行うことが可能になると考えられるからとする（前掲・条解規則二二二頁）。

（3）手続の場所・方法

A 裁判所外での進行協議期日

規則九七条は、「裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において進行協議期日における手続を行うことができる。」と規定する。それゆえ、進行協議期日手続はどこでもできる。

この条項を新設した理由としては、次の点が挙げられている（前掲・条解規則二二二頁）。つまり、事件の「現場」（法一九五条三号）など、裁判所外の適当な場所において、その状況等を確認しながら、訴訟の進行について打合せをしたり、専門的技術的な問題について専門的技術的な知識・経験を有する関係者（技術者等）から説明を受けること（その技術者が説明しやすい場所で説明を受けることも考えられる）が、訴訟進行のあり方を決定するために有益であるとした点である。また、実務上、このような裁判所外の打合せが、「現地検分」や「事実上の検証」の名の下に行われて、成果をあげていた。そこで、新法は、この裁判所外での進行協議期日に、法令上の根拠を与えるものと

した（なお、前掲・条解規則二二二頁は、この規定が裁判所外におけるいわゆる「現地和解」を認めた三二二条二項に相当する規定とする）。

ここで「相当と認めるとき」とは、裁判所外における現地和解についての三二二条二項における場合と同様に、裁判所外での打合せの必要性があり、その場所でそうした打合せを行うことに支障がない場合を意味する（前掲・条解規則二二二頁）。

ここで、どこでもできる点とも関連するが、立法過程では非公開とされていたが、規則では何ら規定はない。どこでもできるということは、非公開が原則と思われる。また、法廷で開催する進行協議期日も非公開となるか。非公開というのが、基本的認識のようである（しかし、傍聴は支障がない限り、認めるべきである）。

B 手続の方法

進行協議期日は、「当事者双方が立ち会うことができる期日である」（規則九五条一項）。立法担当者の見解は、これを義務的なものとは解していない。立会いの機会を与えればよいので、裁判所は、あらかじめ、進行協議期日を指定し、これを当事者に期日で告知するか、簡易な方法（法九四条）により呼び出せば足りるとする（前掲・条解規則二二六頁注（４））。進行協議期日は、期日の一種であるので、法九三条一、二項及び九四条、規則三五条から三七条までの規定が適用されるとする（前掲・条解規則二二六頁注（４））。それゆえ、進行協議期日は、申立て又は職権で、裁判長が指定することになる（九三条一項）。受命裁判所が行う場合は、その裁判所が指定する（規則三五条）。また、日曜休日の指定も可能である（九三条二項）。期日の呼出しは、呼出状の送達、期日での告知、その他相当と認める

方法によってなされる（九四条二項）。その他相当と認める方法による呼出しの場合には、期日に出頭しない当事者等に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することはできない（九四条二項）。期日の変更の申立ては、期日の変更を必要とする事由を明らかにしなければならない（規則三六条）。但し、当事者の一方につき訴訟代理人が数人ある場合において、その一部の代理人について変更の事由が生じた場合、期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定された場合は、やむを得ないときを除き、期日変更は許されない（規則三七条）。

進行協議期日においては、口頭弁論調書の規定は準用されない（規則七八条）。この期日は、訴訟進行の打合せのために実施されるもので、その期日に訴訟資料のなものが提出されたりしないので、記録を残すとしても、調停における「期日の経過表」的なもので足りるとされる（前掲・条解規則二一六頁注（9）、菅野前掲三一頁）。ただし、訴えの取下げや請求の放棄・認諾がされたときは、これを公証したり、請求の放棄・認諾については、確定判決と同一の効力を有する文書を残す（二六七条）ため、期日調書を作成して、これに訴えの取下げや請求の放棄・認諾があったことを記載することになる（前掲・条解規則二一六頁注（9）、菅野前掲三一頁）。

C 電話会議システムによる進行協議期日

裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所および当事者双方が電話会議システムにより進行協議期日における手続を行うことができる（規則九六条）。但し、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。「その他相当と認めるとき」とは、当事者が病気の場合、代理人の事務所が遠隔地にある場合など、客観的にやむを得ない事由の場合とされる（前掲・条解規則二一八頁）。電話会議シ

STEMで関与した当事者は期日に出席したものとみなされる。この手続では、訴えの取下げ並びに請求の放棄・認諾をできない。つまり、弁論準備手続における場合と同様である。

(4) 手続の内容

手続で実施されるのは、訴訟進行に関する打合せが原則である（弁論の更新の場合などに有益とされる）。そのほか、専門家を交えての説明会、事実上の検証などが行われることが予定されているといえよう。争点整理はしないとすゝるのが立法担当者の説明であるが、この規定のモデルとなった旧法下の実務では、むしろ争点整理がなされていたといえる。したがって、事実上の争点整理がなされることになる可能性が高いともいえる（後述四で検討）。

進行協議期日では、訴えの取下げ及び請求の放棄・認諾が可能である（規則九五条二、三項）。立法担当者の見解によれば、進行協議期日は訴訟資料的なものが提出されることは予定されていないが、二六一一条三項但書及び二六六条一項は、その意味では、進行協議期日に類似した性格を有する和解期日において、訴えの取下げ及び請求の放棄・認諾を認めているし、進行協議期日も期日の一種であるので、協議をするうちに、訴えの取下げ及び請求の放棄・認諾の決断に至ることも少なくないと考えられることからこの規定を置いたとする。そして、そのような場合、特段の弊害が生じるおそれもないし、当事者にとつては便宜であるとする（前掲・条解規則二一五頁）。この点の調書については、前述した。

和解については、何ら規定はない。前述のように、規則案の骨子において検討されていたが、規則では、明文に和解は加えられないままである。また逆に、和解については、この期日でできない旨も規定されていない。それゆ

え、条文上は、和解を進行協議期日で行うことは事実上可能である。しかし、和解を成立させる場合には、和解期日を指定して、手続を和解手続に切り替えたいで行うべしとするのが、立法者の見解である（前掲・条解規則二一七頁（10）、菅野前掲三一頁）。しかし、他面で前述のように、現地和解を認める発言もある。

（5）手続の終了・効果

手続の終了・効果については何ら規定はない。基本的には、進行の打合せであるから、その終了次第、口頭弁論ないしは争点整理手続に戻るか（基本的には、進行協議期日は争点整理等の事前段階とされる）。争点整理が事実上なされた場合はどうするかの規定はない。さらに、心証が形成された場合も同様である。少なくとも、結審はできないとすべきではなからうか（後述四参照）。

四 展 望

以上、進行協議期日における手続の立法趣旨・経緯及びその概要を見てきた。そこで、以下では、問題となると思われる若干の点を検討しつつ、新法における進行協議期日につき今後の展望を考えてみたい。

（1）進行協議期日の対象

まず、「進行協議期日において何がなされるか」を検討する必要がある。前述のように、立法過程のなかで、打合せ期日としての位置づけを立法担当者は行ってきた（研究会「新民事訴訟法をめぐって（第13回）」ジュリ一二〇号（一九九七）一一二頁（福田発言））。日弁連の議論も打合せ期日として承認したといえる。いわば、争点整理手続の事

前手続と位置づけることができよう。こうした形で、進行協議期日が実施されることについては、異論はないといえる（とりわけ、大規模訴訟における審理計画を立てるための当該期日の利用（法一六五条）は、典型である。なお、大規模訴訟は、本稿の対象外なので、ここでは詳細に立ち入らない）。しかし、立法趣旨からも明らかなように、単なる打合せ期日以上のものが、この進行協議期日に期待されている点が問題となってくるように、思われる。条文上は、「訴訟進行に必要な事項」の解釈が問題となろうか。そして、裁判所サイドからも弁護士サイドからも指摘されたように、とくに規則九五条にいう「口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認」は、争点整理ではないかという疑念は払拭できない。少なくともその要素は大きいといえよう。いわば、グレーゾーンがでてくるおそれが高いのである（制定過程における弁護士会意見ではその可能性を否定していないし、前述した裁判所サイドの意見でも、グレーゾーンが出てくるのが指摘されている。また日弁連『新民訴訟法運用50のポイント』（一九九六年）三八頁でも繰り返しそのおそれを指摘している。同様に、第一東京弁護士会民事訴訟改善研究委員会編『新民訴訟法実務マニュアル』（一九九七）一三五頁（竹田真一郎）も指摘する。なお、前掲条解規則二一六頁注（6）は、この確認は、「訴訟の進行に必要事項」の例示であるから、進行協議期日においては、常にこの確認をしなければならないわけではないとする）。とくに、専門家を呼んでの説明会は実質的には争点整理となるのではないかと思われる（西口元Ⅱ松村和徳Ⅱ藪口康夫「集中審理をめぐる」山形法政論叢五号（一九九六）一三三頁以下参照。また、前掲『民事訴訟の新しい審理方法に関する研究』八一頁もこれが争点整理という認識を有する）。また、事実上の検証は、心証形成にもつながろう。進行協議期日において争点整理を行うこと（ひいては心証形成まで含む）は、争点整理手続と比べて、調書の義務化規定は存在せず、非公開などの問題もあり、争点整理手続において考慮された対席保障や「証すべき事実等の確認」などの一定の制約もない。したがって、訴訟原則により保障される手続の公正さ、当事

者権がないがしろにされる危険を常に含むことになる（とくに、裁判所外での進行協議期日など）、裁判官のフリーハンドで運用される手続なのである。それゆえ、その運用をめぐることは、節度ある運用がすでに唱えられている（西理「進行協議期日」三宅省三ほか編『新民事訴訟法大系（第二巻）』（一九九七）三八三頁、中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義』（堤（一九九八）一五五頁、前掲・ジュリ一二〇号一三頁（田原発言）など参照）。すでに見たように、立法担当者も争点整理はできないと明言する。運用上は、節度ある運用が望まれると指摘自体には賛成である。しかし、問題は、進行協議期日において争点整理が行われた場合の処理である。これについては、まったく言及されていない（法律上の根拠がなく、論じにくいともいえよう）。進行協議期日がその当初の利用形態や新法で期待される利用形態からも、また手続の柔軟性と機敏さの要請からも、事実上の争点整理が行われる場合は避けられないように思われる。さらに、この点が進行協議期日のうまみでもあろう。だが、それは常に手続の公正さや当事者権の保障を損なう可能性を有する。法律上、かかる場合の対処については何ら規定がない。そこで、直接、違法と主張することは難しい（こうした責任の所在が不明確な場合が多いのが新法の特徴の一つである）。次善の策として、争点整理がなされた進行協議期日後には、必ず争点整理期日又は口頭弁論期日を開き、整理（確認）事項の確認を行う運用が望まれる。ただ、このこと自体、法律上の根拠があるわけではない。しかも、進行協議期日のうまみも消える。ここにジレンマが存することになる。しかし、進行協議期日を争点整理手続として創設せず、むしろ争点整理の事前手続と位置づけうる以上、手続的には迂遠さが残るが、かかる運用は当事者権の保障にも繋がることから、裁判所サイドでは受忍すべきと思われる（なお、そのまま証拠調べに移行する運用、及び進行協議期日で結審することは違法と考える）。また、こうした期日を開かなくとも、「事実上の打合せ」として裁判所の裁量の枠内で処理されることが予想される。この点についてはす

で、進行協議期日自体が従前行われていた「事実上の打合せ」と比べ一定の規制を受けることから、「事実上の打合せ」が多用されることも考えられ、さらに、争点整理手続との境目も曖昧なことから、進行協議期日は合議事件にのみ利用されるにすぎないとの指摘もある（西・前掲論文三八二頁以下、三八四頁注（8）参照）。しかし、「事実上の打合せ」が多用されるようでは、進行協議期日を創設した意義がない。むしろ、法律上の根柢なき「事実上の打合せ」は行うべきではなく、行う場合は手続違背とすべきではなからうか。また、争点整理の可能性が高くなる説明会などが行われる進行協議期日では、調書記載を必要とする運用が望まれる（ビデオなどによる記録化も検討すべきである）。さらに、かかる期日では、当事者双方の立会いを義務化する運用が望まれる。立法担当者の規則九五条一項の解釈が、当事者双方の立会いを義務的なものと解してないのは、すでに述べた通りである。これは、弁論準備手続の一六九条一項と同様の趣旨とする（条解規則二六頁注(4)参照）。しかし、弁論準備手続では証すべき事実の確認及び口頭弁論での結果陳述が保障されており（二七〇条三項、一七二条、事後的に当事者の弁論権の保障がある。進行協議期日では、この保障がないのである。また、日程の打合せにしても、「協議」である以上、当事者の立会いを必要としないという意味はない。規則九六条の場合以外は、この期日において当事者双方の立会いは義務的と解する方が合目的でもあるように思われる。運用上、困難となるとの批判もあったが、当事者の意見を聴く運用を心がければ、さほど問題はないのではなからうか。さらに、受命裁判官による場合には、期日の打合せに限定すべきと思われる。争点整理手続で受命裁判官による争点整理が認められることから、受命裁判官による進行協議期日の主宰を認めるが、弁論準備手続や書面による準備手続では証すべき事実の確認及び口頭弁論での結果陳述が保障されており（一七〇条三項、一七二条、一七七条）、直接主義等の要請が最低限保障される形をとる。しかし、受命裁

判官による進行協議期日においては、かかる保障がなく、争点整理が行われたならば、直接主義違反の可能性が出てくるからである。

（二）進行協議期日の指定について

次に、進行協議期日が第一回口頭弁論期日前にいわば、「早期第一回期日」的に事件の振り分け期日として運用される可能性が問題となろうか。大規模訴訟ではまさにこういう運用が、効果的であり、期待されるであろう。問題は、通常の訴訟である。とくに、事前交渉のない事件での被告にとっては、過度の負担になるのではないかという懸念もある。新法の運用が、早期に第一回口頭弁論期日を入れて、当事者の顔見せを行う方向であるならば（東京弁護士会法友会新民事訴訟法実務研究会編『実践新民事訴訟法』（一九九八）六二頁など参照）、進行協議期日を第一回口頭弁論期日前に入れる必然性に乏しい。こうした運用は、大規模訴訟や複雑な事実関係の事件に限定することが望ましいように思われる。

そこで、この点と関連して、進行協議期日を指定するに際し、当事者の意見を聴く必要はないかという点が検討されよう。規則一六五条において、大規模訴訟の場合には、裁判所と当事者間の審理計画の協議を認める（前掲・ジュリ一二〇号一四頁（竹下発言）は、このような進行協議期日における審理計画を、共同進行主義を実現する重要な場面になるとする）。また、弁論準備手続や書面による準備手続でも、当事者の意見を聴く（二六八条、一七五条）。九三条一項が適用されることから、当事者によるこの期日の申立ては可能である。さらに、進行協議期日での当事者双方の立会いの必要性などを考慮すると、運用上は必要的に当事者の意見を聴くことが望まれる（現実の運用はそのようになるであろう。基本的にメタ弁論期日であることからすると、当事者の意見を聞かないでは期日を入れるのは難しいからである。裁判官によ

る一方的な期日指定は差し控えるべきである。とくに、裁判外の進行協議期日手続で説明会をなす場合などには、当事者権の保障の観点からも運用上は必要のとすべきである。また、かかる場合の新法の特徴である、「相当性の要件」の解釈基準がきわめてあいまいである。結局は、裁判官の裁量により決定されてくるからこそ、ここでは規則九六条のように、当事者の意見聴取が必要的となる運用が望まれる。

(3) 進行協議期日における和解

さらに、進行協議期日における和解の可能性が検討されよう。立法過程においては、進行協議期日における和解は、念頭に置かれていた。しかし、和解について、規定が置かれることはなかった。立法担当者はこの期日での和解を認めない。立法者の意見を重視しつつ、和解はできないが、和解の勧誘は認める見解が主張されている(前掲・ジュリ一一二〇号一一四頁(伊藤発言)、中野貞一郎編『現代民事訴訟法入門(新版)』(一九九八)一五七頁(本間靖規 参照)なお、中野編・前掲現代民訴一五七頁は、この場合には、和解に切り替えたいで行うべきとする)。実際、和解が行われる場合には、即座に和解期日に切り替える運用がなされていくであろう。しかし、この進行協議期日の利用形態をみる限り、事実上和解を制限することはむしろかしい。例えば、裁判所外の進行協議期日においては、当然現地和解は念頭に置かれているケースが多いといえよう。旧法下の実務では、まさにこの和解を成しうる点にメリットがあった。新法が実務の法令化とするのであれば、実際の運用上、現地和解は実施されるのではないかと思われる。問題は、調書作成が義務づけられていない期日であり、しかもきわめてインフォーマルな形で和解の勧誘がなされることである(この意味で、訴えの取下げ等が認められたことについては立法上の疑念がなくはない)。少なくとも、事前に和解の余地を打診しない場合に、裁判官がすすんで和解すべきではなからう。ただ、訴えの取下げや請求の放棄・認諾が認め

られることを考慮すれば、当事者から和解の打診がある場合に限定して、和解を認める余地は残る。なお、その場合にも、和解期日に切り替える運用はすべきであろう。

（４）「事実上の検証」の実施について

同様の問題が、裁判所外の進行協議期日における「事実上の検証」の場合にも生じる。しかし、実質的に証拠調べといえる事実上の検証は、裁判所の心証形成につながり、手続上より慎重な検討が必要となろう。これを認めないことは、進行協議期日のうまみをなくすことになるとの指摘もあろう。思うに、この場合は調書記載義務もなく、かつ争点整理手続における事実確認、結果陳述等もないことからすれば、実質的に証拠調べといえる事実上の検証は、検証として実施すべきであって、当事者の証明権の保障からも進行協議期日で行うべきではないと言えよう（同旨、中野編・前掲現代民訴（本間）一五八頁、西・前掲論文三八四頁注（９））。進行協議期日を争点整理手続とせず、単なる打合せ期日と位置づけた帰結ともいえる。

（５）その他

最後に、手続の終了・効果についてであるが、基本的には争点整理手続の前段階としての運用がなされるべきである。また、当事者権の問題や調書記載もないことなど上述してきたことから明らかなように、結審はできないとすべきである。必ず、争点整理期日または口頭弁論期日に戻るべきであろう。